

中国地方地域づくり等 助成事業募集要領

皆さんの手で、地域特性を活かした
独自の地域づくりを！！

ボランティア団体等による
意欲的な事業を募集します。

<http://www.ccba.or.jp>

中国建設弘済会

検索

一般社団法人 中国建設弘済会

中国地方地域づくり等助成事業募集要領

1. 助成対象事業

一般社団法人中国建設弘済会（以下「弘済会」という）では、国土交通省が実施する施策や整備事業等に関連し、中国地方の社会資本整備に繋がる地域づくり、環境保全及び防災等に関するボランティア活動に対し、助成事業を行っています。

なお、以下に示す事業については「助成の対象外」としていません。

- (1) 法人、組合等の本来業務と見なされる事業及び法人または特定の個人の利益を目的とする事業
- (2) 慣例的な行事・イベント、行政関係の行事等
- (3) 物品、施設等の購入・整備を目的とする事業
- (4) 行政等の他の助成金補助と弘済会の助成を受けようとする部分が重複する事業

2. 応募申請の方法

- (1) 手続きの流れ

「中国地方地域づくり等助成事業手続きフロー」（別図-1）参照

- (2) 受付及び相談窓口

弘済会本部又は支部（以下「受付窓口」という。）。（別表-1）参照

- (3) 申請書の提出

所定の助成事業応募申請書（以下「申請書」という。）の様式に必要事項を記入し、定められた期日までに受付窓口へ提出又は郵送をして下さい。

（様式1、様式1-1、様式1-2）

※申請書及び添付書類等は、事業選定の採否に関わらず返却できませんのでご了承下さい。

- (4) 応募の数

応募数は、個人又は1団体あたり原則1件とします。

- (5) 応募に要する費用

応募等にかかる必要な費用はすべて応募者の負担とします。

- (6) 募集期間

原則、毎年11月1日～12月28日（必着）

3. 助成の内容等

- (1) 助成期間

単年度（当該年度の4月～2月末まで）

- (2) 助成額

助成額は助成事業1件につき100万円を限度とします。

- (3) 助成経費における留意点

- ① 事業実施者の組織運営のための管理費、人件費（臨時雇用者を含む）は助成の対象外とします。
- ② 飲食費は助成の対象外とします。ただし、ボランティア活動の参加者のお茶代は総額1万円までは助成の対象とします。
- ③ 物品の1個あたりの価格が2万円を超える場合は助成の対象外とします。なお、物品の1個あたりの価格が2万円以下であれば総額5万円までは助成の対象とします。
- ④ 活動に使用されるパソコン、プリンターなど汎用性のある備品の購入は助成の対象外とします。
- ⑤ 講師及び指導員一人あたりの謝金・旅費は2万円を上限とします。なお、謝金・旅費が低額であれば人数に関わらず総額3万円までは助成の対象とします。
- ⑥ その他、弘済会が不適切と判断した活動経費は助成の対象外とします。

(4) 事業の継続申請等

同一事業の継続申請については、過年度の助成事業成果報告書及び申請書を審査の上、助成の採否を決定します。なお、事業の助成は最長でも3回を限度とします。

4. 助成事業の選定

- (1) 申請書の事業内容に基づき、選定委員会で審査し、助成事業を選定します。
- (2) 選定は、助成事業としての要件、国土交通行政の社会資本整備との関連、事業効果、事業内容、実施費用の妥当性及び助成予算額等の総合的な観点から行います。

5. 審査結果の通知

弘済会から申請者に選定の採否及び助成額を書面で通知します。

6. 助成の諾否

助成決定通知を受けた申請者は、決められた期日までに「助成受諾書／助成辞退書」の提出を行ってください。（様式－2）

7. 助成事業の実施等

- (1) 助成事業は申請書にもとづき、誠実に事業実施者が行うものとします。
- (2) 助成事業の実施にあたり弘済会から支援を受けていることが判るよう、成果品（看板・チラシ等）に下記を参考に明記をお願いします。
例) 『助成支援・(一社)中国建設弘済会』
『この事業は(一社)中国建設弘済会の助成を受けています』
- (3) 弘済会が助成事業報告会を実施する際、発表の協力をお願いします。

8. 助成事業の中止・計画変更等の届出

事業実施者は、以下に該当することが生じた場合、速やかに受付窓口へ届け出て、その処理について指示を受けてください。（様式－3）

- (1) 助成事業が予定の期間内に完了しない若しくは所定の成果を収めることが困難となった場合
- (2) 助成事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事象が発生した場合
- (3) 事業実施計画書に新たな項目の追加及び実施内容の変更（助成額に伴う項目の一部中止及び金額の増減は除く）が生じた場合

9. 成果報告等

- (1) 事業実施者は、助成事業が完了したときは、速やかに、事業成果報告書(以下「成果報告書」という。)を受付窓口へ提出してください。（様式－4）
- (2) 事業実施者が助成事業の成果を公表する際には、事業が弘済会の助成支援を受けたものであることを明記してください。
- (3) 成果報告書には、地域づくり活動状況等の内容、活動効果、活動状況・成果等の写真、参考図等及び助成金請求書を添付して受付窓口へ提出してください。
(様式4－1、様式－5)

10. 成果の帰属等

- (1) 助成事業の成果及び権利は特に定めない限り事業実施者に帰属するものとします。
- (2) 弘済会は事業実施者から提出された成果について、事業実施者の承諾を得ずに国土交通行政の広報活動等に活用する場合があります。

1 1. 助成金の支払い

- (1) 助成金の支払いは、決定された助成交付額を上限とし事業実施者の請求に基づき、提出された明細書（見積書、請求書等）と領収証の実績確認により精算（完成）払いを原則とします。
- (2) 事業実施者の申請により提出された明細書（見積書、請求書等）と領収証による実績確認のうえ、分割払いが妥当と判断された場合は分割払いをします。

1 2. 助成金支払取消及び助成金返還

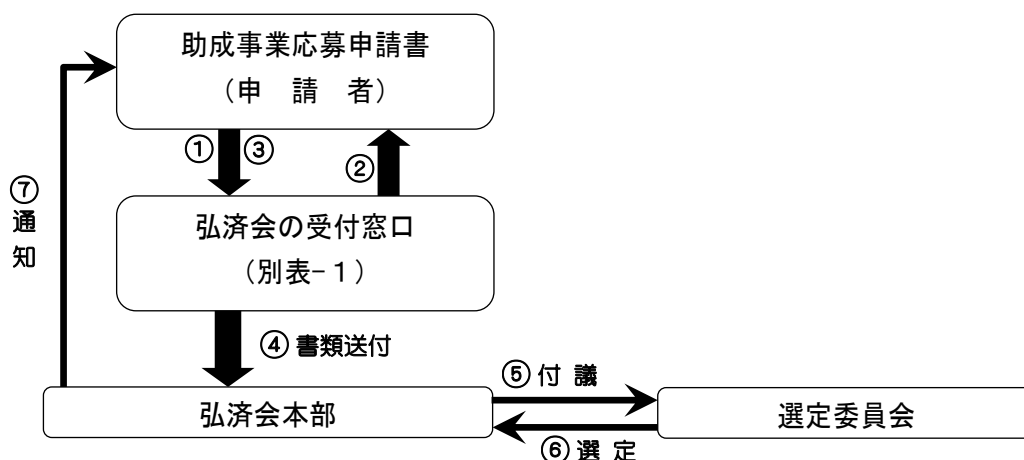
事業実施における不正行為や条件違反等が確認された場合は、事業実施者に対して助成金の支払いを行いません。または助成金の返還を請求することがあります。

1 3. その他注意事項

- (1) 申請書提出後の事業名変更はできません。
- (2) 代表者、団体名等の変更については速やかに受付窓口へ届け出てください。
(様式任意)

■中国地方地域づくり等助成事業手続きフロー

I. 申請手続きの流れ



(上記フロー図の説明)

- ①受付窓口の弘済会（本部又は支部）に電話あるいは訪問をし、担当者に応募についてお問い合わせ下さい。
- ②中国地方地域づくり等助成事業募集要領及び申請用紙は当会ホームページ (<http://www.ccba.or.jp>) よりダウンロードできます。
- ③提出書類（1部）を受付窓口へ提出してください。

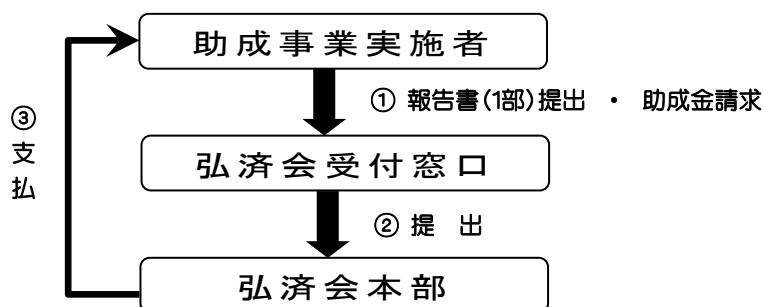
【提出方法】

- ・持参の場合・・・持参日時等担当者と調整願います。
- ・郵送の場合・・・申請書到達後電話等でお聞きします。

なお、提出された資料に基づき事業の概要等についてお聞きします。

- ④～⑥当会において、外部委員も交えた選定委員会を開催するなど選定に必要な手続きを実施します。
- ⑦3月末までに採択（助成額を含む）、不採択の通知を送付します。

II. 事業実施報告等



■申請に関する問い合わせ、相談窓口

本部または支部へご連絡ください。

一般社団法人 中国建設弘済会

- ・本部（広島）〒730-0013 広島市中区八丁堀 15-10
総合窓口 Tel 082-502-6938 Fax 082-221-6453
- ・岡山支部 〒700-0922 岡山市北区東古松南町 4-5
Tel 086-224-2431 Fax 086-223-4833
- ・山口支部 〒747-0024 防府市国衙 1-3-15
Tel 0835-22-6551 Fax 0835-22-6742
- ・鳥取支部 〒680-0911 鳥取市千代水 3-45
Tel 0857-37-3235 Fax 0857-37-3238
- ・島根支部 〒693-0023 出雲市塩冶有原町 5-9-1
Tel 0853-20-7133 Fax 0853-20-7131